

平成29年白老町議会議会運営委員会会議録

平成29年10月25日（木曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時13分

○会議に付した事件

協議事項

1. 全員協議会の開催協議について
 2. 象徴空間特別委員会の開催協議について
 3. 陳情書の取り扱いについて
 4. 「議会改革の課題と方法」の取り扱いについて
 5. その他について
-

○出席議員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
議長	山本浩平君	副議長	前田博之君

○欠席議員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主 査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（吉田和子君） 本日の協議事項は5点になっておりますけれども、1項目めから始めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

1つ目の全員協議会の開催協議について局長のほうから説明をお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 全員協議会の開催日程についてですが、予定といたしましては10月31日ということで予定を入れておりましたけれども、町の都合ということになるかと思っておりますけれども、11月6日の月曜日10時から、内容は町立病院の経営形態及び骨格の政策判断についてということで日程案が出ておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 今局長のほうから説明がありましたように、30日の予定になっておりました町立病院の経営形態にかかわる全員協議会が6日になったということでの案内なのですが、このことについて何か皆さんのほうからありますか。このようになりましたということで、お受けするというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 全員協議会があるということをごきょう聞いたのですが、全員協議会の性格は承知の上でお聞きしたいのですが、この協議内容を見たら大きな政策判断です。これは全員協議会でいいのかどうか、今通年議会ですのでそういう部分での扱いということには考えられないのかどうかと思って。きょう初めて上がってきていますから議長と私と話していませんから、どうなのでしょう。どうこうではなくて政策判断ですから、大きな政策議論は9月にされているので全員協議会の中でやるのがいいのかどうかと思うのですが。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長のほうから出されましたけれども、ほかの議員さんはそのことについてどうでしょうか。一応、町からは全員協議会という案で来ておりますけれども。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 副議長、仮に議決を伴うような提案であればそれもわかるのですが、そうではない場合に定例会として取り扱うとしたら具体的にはどういう方法があるというふうに感じられているのでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議案提案ではなく政策判断ですので、何々の件についてということの議題を設けて議会は開くことができるのかなと思ったのです、提案ではなく議会として。

○委員長（吉田和子君） 町側は全員協議会として出しているけれども、受ける側の議会の立場としてこれでいいのかという提案ですね。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 定例会 11 月会議として、何々の件についてということで町長のほうから行政報告みたいな形で政策判断しましたという形の中で公にして、その中でいろんな質疑があればどうかと思うのですけれども。全員協議会の質疑でも会議録に残るのですよね。私はどちらにすれというのではなく、そういうことを投げかけておきたいと思ったのです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 町側からもそういう考え、いろんな方法があるかと問われていましたので、私のほうで議長会に照会をかけてみたのです。こういう形での政策判断をやる場合に会議の方法はどういうものがあるのかということで。やはり、一般的には全員協議会でやる方法が一番一般的でしょうと。一般的には議案化するにはそれなりの体裁が整わないと本会議ではやらないのではないですかという回答は得ております。

○委員長（吉田和子君） そういった例を聞いてどうでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 議長会に聞いているので多分そういう回答だと思うけれども、ただ、政策判断、どういう判断になるのかわかりませんが、それに基づいて基本構想の改訂版をつくる、基本計画をつくるということであれば全員協議会の中で、決の問題ではないけれども、どういう議論になるのかわかりませんが、もし町がそのまま踏み切ってしまうと、そういう町の考えで基本計画や改訂版の案が出てくるから、それに基づいて今度正式に議論するのかどうかという問題があるから、そのときに全員協議会で聞いた中で質問があると思うけれども、その中でどういう意見になるのかわかりませんが、町としては考えは受けたよと、政策判断したそのままの案で、多分これは病床数だとか規模だと思いますけれども、その部分で見切り発車してしまうのかどうかと。それで議会の判断は素案ができたときにされるのかという部分の解釈なのかなと思うのですけれども。議会としてそういう流れの中を承知でそこで全員協議会を開催して終わると、この案で町はいくということになってしまうのだと思うのだけれども、そういう部分の取り扱いが普通はそうなると思うのだけれども、議長会の形でそうなるという判断であれば、それで皆さんがいいということであればいいと思うのですけれども、大きな案件ですから。私はこだわっているわけではないですから、そうすれということではなくて。一応そういう提案をして協議してそういう形で議会としてその方向でいこうということであればそれでいいと思うのですけれども、問題を提起しただけの話ですので。何もこだわってどうこうということではないです。

○委員長（吉田和子君） 町立病院は特別委員会はないです。全員協議会ということで、こういうことが出されたときに、局長のほうからもあったのですけれども、常任委員会に付託してやっていくとか、きちんと細かくやっていくとか、そういう形になる可能性もあるでしょうし、

また議会側として特別委員会をきちんと設置して、これは議会側の意見をきちんと討議して集約しようと、そういう形になる可能性もあると思うのですが、その辺どうでしょうか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 私は、先ほど議長会の話にちょっと出ていましたが、議決事案ではないものですから、それを本会議を開いてやるという形にはなかなかスムーズな形ではないのかなというふうに理解しています。やはり協議会でここは一旦説明を受けて、また議決するというのは別に出てくるということになるでしょうから、ここは話を聞いてどういう形で進んでいるのかという理解をするという形で構わないのではないかと理解をしています。

○委員長（吉田和子君） ほかに何かありますでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 全道議長会がそういうことを言っているようであれば、それはそのとおりだと私も思うのです。ただ、このまま全員協議会の議論だけでことが進むということは、協議会の性格からいったらこれはやはりこれでいいのかどうか。今、議長が言われたように現実的に全員協議会は公式な会議ですから、ですから、これは公式な会議として扱われますけれども、しかしそれは何も権限がない、議決も何もできませんし。ですから、そうなればやはりよく議論をそこで話を聞くと、我々は話を聞くだけですから、協議会というのは議論をする場ではないのです、そもそもは違いますから。ですから、そうなればやはり議会は議会としての責任を持って委員長が言われたように、例えば特別委員会をつくるなり何なり、やはり一定の期間をきちんと議会は議会側として議論もするという場を考えるということしか現段階ではないのかなというふうに感じますけれども。

○委員長（吉田和子君） 今、意見が出ましたけれども、そのほかに何かありますか。全員協議会のあり方を含めて質疑ぐらいだと自分の意見を言うという場にはなりませんけれども、公式に記録には残りますけれども、そういうことであればまず政策判断を伺って、そのうえで議会としてどう思うかということきちんと議会運営委員会なりで議論をして、会派ごとの意見をまとめながら早急にやらなければならないと思うのです。このあとに基本計画なり新たな基本構想もまた出てくる。ですから、そういう部分ではきちんと議会側のそれぞれ一般質問をされている方がいますけれども、それは個々の考え方でやっていることでありまして、議会としての意見のまとめとか討議はやっておりませんので、こういった形で政策判断を聞いたうえでの判断ですから、それが議決されるわけではありませんので、そのあと議会としては取り組み方をきちんと決めていきたいというふうに思うのですが、そういったことでどうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そういうことで6日の全員協議会はお受けすると。そういった中で、その内容によって、重要な課題でもありますので、しっかりと議会が今後どう取り組むかということは政策判断を聞いたうえできちんと話し合いをして今後の方策を決めていくと

いうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） 1つ目の全員協議会の開催については、11月6日、10時から町立病院の経営形態及び骨格の政策判断についての全員協議会は開催されるということで了解をしていただきました。

次に、2番目にまいります。民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会の開催協議について局長のほうから説明をお願いします

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 通常、特別委員会にこれはかけないのですが、前回の資料1にありますけれども、9月22日の議会運営委員会で各会派のほうに特別委員会の調査項目を依頼しておりまして、9月29日の期限で集めたところ7項目出てきておりまして、これを町のほうにも次回の特別委員会というお話をしております。その結果、資料2になりますけれども、11月7日の特別委員会の調査事項としてはこの8項目ということになりまして、議会のほうから出された項目は3番から7番までの5点ということになります。資料1のほうに戻っていただきたいのですが、3番目の開設に伴う対応ということで住宅の確保というのはまだ説明のできる段階ではないので次回以降ということと、5番目の自由通路を含めた駅のあり方というのもまだまとまっていないので次回以降ということ。それから、その下の経済波及効果の方策というのもまだまとめられていないので次回以降ということで、3点は次回以降ということで、そのほかは11月7日の特別委員会の調査事項に入ったということございまして、11月7日、10時から特別委員会を開催する予定でございます。

○委員長（吉田和子君） 今事務局長から説明がありましたように、特別委員会の日程は11月7日、10時からということで資料1、皆さんから出た部分と資料2、8項目、これは皆さんから出た部分も含めての特別委員会になるということですので、これはこのとおり受けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、11月7日、10時から民族象徴空間整備促進活性化に関する調査特別委員会を開催するということでお受けしていきたいと思しますので委員長よろしくお願いたします。

それでは次に、陳情書の取り扱いについて。陳情書の提出がありましたので事務局長のほうから資料3の説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今回の陳情書、竹浦日の出町内会の岩崎会長のほうから2件陳情が出されております。資料3の町道飛生線グランファームさん付近を横断している川の治水対策に関する陳情ということで、次のページですけれども、要旨としてはこの度の平成29年9月18日に通過の台風18号の折には大雨による河川が増水した影響により飛生線が冠水して軽自

動車等の交通規則が行われるなどの災害であったと。この付近の大雨による町道の冠水というのは今までもおきており、グランファームさんをはじめとし山下牧場さん、敷島ファームさん等の牧草地もあることから水害による被害が想像されることにより地域住民の交通往来にも支障が生じているので対応をお願いしたいということで、位置的には次のページに、地図がちょっと見づらいですけれども、この斜めに走っているのが竹浦飛生線でありまして、手書きでグランファームさんを書いてありますけれども、そこを横断する川が氾濫するというか冠水するということでございます。

それから資料4です。資料4は今度敷生川になりますけれども、敷生川の洪水防止合わせて治水対策に関する陳情書ということで、次のページに要旨としまして、これも同じ9月18日の台風18号で大雨による河川が増水した影響により地図にあるような一帯が冠水したものでありますということで、敷生川の堤防がありますけれども度重なる水害で決壊している。今までも何度かありましたが小山田邸をはじめとし付近一帯が冠水して避難勧告は出ましたが自動車での移動もできない孤立状態となっているということで、これも地図が見づらいのですが、敷生川があって堤防がいくつかあるわけですがちょっと曲がっているところで決壊があるということで、そのために左下のほうに冠水があって小山田さんの家が孤立状態になるような感じがあるということでございます。こういうような陳情2件出てきておりますが取り扱いについて協議をお願いします。

○委員長(吉田和子君) 今説明がありましたように合わせて2つの陳情が出てきております。このことに関してどのように取り扱うかということなのですが。委員会付託とかいろんな形があると思うのですが。

山本議長。

○議長(山本浩平君) これが上がってきたときに事務局長が建設課のほうとお話をされたかどうかわからないのですが、この敷生川の管理はわかるのですが、このもう1つの無名の川、これはおそらく町の管理だとは思いますが、これは日常どのような川になっているのか、川幅だとか水の量とか把握されていますか。

○委員長(吉田和子君) 高橋事務局長。

○事務局長(高橋裕明君) 以前から増水したときに道路冠水あるということで2、3年前に町内会から要望が出ていたときに行政のほうで現地調査をしたのです。それで私も行ったことがあるのですが、通常はそんなに大きな川ではないです。管だけがあってそこを道路下通過しているような川で、ただ増水するとそれがのめなくなると。曲がっているせいもあるのですが、何年も要望を出しているのですが対応がされていないので、このたび陳情に変えたという経緯です。

○委員長(吉田和子君) この陳情については委員会付託という形になると思いますがよろしいでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私もここを見ているし、ここから何度も来ているのです。今まで要望しているのです。議会としても担当の常任委員会が現地をきちんと見ていただいて、そのうえでやはり議会は議会としての判断をすべきだというふうに私も思っています。町内会長さんからも何度か来ていますので、ぜひそういう形で議会が現地調査をして動くということは必要ではないかというふうに感じていました。

○委員長（吉田和子君） 今大淵委員から意見がありましたように、異常気象ということでもんな雨が降ってくるか、台風が来るかわからないという状況下の中で、台風は北海道にはめったに来ないのですけれども上陸していますし、そういう意味を含めて議会が動いてくれたということも、町民懇談会もやっている中でも示したことになると思いますので、これは産業厚生常任委員会になると思いますけれども、常任委員会に付託をするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そういった形で陳情は委員会付託として受けてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、4番目の議会改革の課題と方法の取り扱いについて。各会派の報告は資料5にまとめてありますけれども。各会派からの報告が一覧として取りまとめられまして、論点整理を今後していかなければならないというふうに思うのですけれども、その論点整理の仕方なのですが、前からお諮りしていますけれども、別に委員会を設けるのか議会運営委員会で実施するのかということの話し合いを含めて各会派で検討されたかと思うのですが。ここに答えとして書かれている会派が5会派あります。5会派の意見の中で検討方法として議会運営委員会とか議会運営委員会の小委員会を設けるとか、議会運営委員会とするところが多いのですが、再度各会派のまとめを見て検討組織について何か会派でまとまりましたら言っていただきたいと思うのですが。これで変わらなければ変わらないということでもよろしいのですけれども。日本共産党さんは議会運営委員会ということで、変わらないということでもよろしいでしょうか。

○委員（大淵紀夫君） はい、よろしいです。

○委員長（吉田和子君） いぶきさんはどうでしょうか。議会運営委員会で検討するというところで、これで変わらないということでもよろしいでしょうか。

○委員（小西秀延君） はい。

○委員長（吉田和子君） うちの会派は小委員会という考え方を述べたのですが、また氏家委員とも話し合いまして、各会派からの議会運営委員会がいいのではないかという意見を見まして、特別委員会もありますし、病院の関係もありますのでそちらのほうももっと重点的にやっていかななくてはけないだろうということで、あまり特別委員会が多くなってしまうとまずいのではないかということで、議会運営委員会でやっていくべきではないかということでうちはそのように変えました。みらいさんはどうでしょうか。

○委員（山田和子君） みらいです。記載漏れなのですけれども、検討方法は議会運営委員会

ということをお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） きずなさん。議会運営委員会で変わらないでよろしいでしょうか。

○委員（西田祐子君） はい、お願いいたします。

○委員長（吉田和子君） それでは、各会派一致しましたので検討組織としては議会運営委員会で実施をしていくということになりますけれども、それで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そのようにして諮りたいと思います。

次に、検討方法についてなのですが、各会派から項目が出されておりますけれども、今回議会運営委員会でやるようになりましたので検討方法をどのようにしていくのか。優先項目をきちんと決めてやっていくのか、1年間の議会の流れを見ながら急がなければならないものもあると思うのですが、そういうことも含めて検討順位というか、検討の手段というか、どういった方法で、どういった形で何を優先して進めていくかということでもしご意見があれば伺いたいと思います。一応項目によって検討期間というものが出てくると思うのですが、いつまでこれを行ったほうがいいのかというのが出てくると思うのですが、この中でこれは急ぐべきではないかというものがあれば先に述べていただければ、そのことをどういう範囲を持って進めていくのか、それを優先的に進めていくのかということも検討方法として決めていったほうがいいのかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

一つは代表質問のあり方とかあります。それから反問権の時間をどう取るのかということもありますし、そういったことは12月も定例会ありますが、12月会議は間に合わないかもしれませんが、3月会議に向けて代表質問もありますので、そういった形では優先的にはそちらのほうになるのかなというふうにはちょっと思うのですが、その辺どうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 議論の進め方なのですが、一つは提案の中に実施1年前まで結論を出すというのは1つの会派ですけれどもあるのです。そうすると、1年前までということは1年しかないということなのです、逆に言うと。だから、ちょっとどういう形でやるかというあたりを正副委員長で整理をして、どうしますかという提起だったらごちゃごちゃになってどうにもならない。例えば12月まで代表質問をどうするかというのは来年の3月まではこれは結論を出せる部分です。出せない部分も非常に具体的ではない部分もあるから、具体的な部分をきちんと整理して1年前までというのがあるのかどうかまず議論をして、1年前まで結論を出すのであれば1年間しかないわけだから、その中で議論できる中身をきちんと整理をして、やはりもっと効率的にやれるようなことを考えたほうが、頭からずっとやっていったら終わらないでしょう。1年前がいいのかどうかという議論から始まって、半年前がいいのかわからないけれども、最後を決めてそのうえで中身を整理して提起をして、それで議論していくというふうにする。もちろん提起してもらったときに各会派から違うという、こういうふうにやりなさいという意見があったらそれはそれで取り入れてやるほうが、事務局と相談してもう

ちょっと論点を整理してやったほうがいいのではないかと思いますのですけれども。

○委員長（吉田和子君） ちょっと考えていたのですけれども、次期解散まであと2年です。この2年の中で議員のなり手がなくなってしまうようなことも問題として提起されていますので、これは報酬の関係にもつながってきますし、私たちが出やすい議会をどうするのかということも、これは改選期の半年前ぐらいまでには決めなければならないだろうとか、それから先ほども言いました代表質問は来年の3月までにある程度答えを出さなければならないだろうということ、この2年間の枠をつくって、その中に代表質問は半年とかそういうふうにつくりながら、その中に何をどういうふうに入れて議論していったらいいのかということをつくっていかないと、大きなものもありますし、時間がかかるものもありますし、なかなか意見が集約できないものもきょう出てくると思いますので、1つずつこれはこの期間に決めよう、これは1年以内に決めようとかというふうにつくっていったほうが私もいいのかと思っていましたけれども、ほかに何かご意見ありますでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 大淵委員がおっしゃられたように、これだけベースにしたら時間がかかるものですから、スムーズに討議ができるように委員長、副委員長と事務局のほうで相談されて、そして行うような形でやっていただければというふうに思います。それが一番いいと思います。

○委員長（吉田和子君） 今議長のほうからあったのですけれども、委員長、副委員長と事務局で整理をして期間と検討方法を含めながら入れていきたいと思うのですが、それぞれの各会派で論点が明確になっていない部分とか、この部分はこういうふうに進めてもらいたいとか、そういったことを一応ある程度述べていただいて、それを踏まえて委員長、副委員長と事務局である程度項目を重点に置きながら必要性を確認しながら入れていくという形になると思うのですが、その辺各会派でこの点はこういうふうに進めてもらいたいということがあれば言っていただければ今後進めていきやすいのですがどうでしょうか。では、この用紙の順番に日本共産党さんからお願いします。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 私たちが考えているのは、具体的な部分ではなくて、議会基本条例を立ち上げるかどうか。これは立ち上げるのがいいとかいうことではないのです。こういう議論を通してその中で議会がどうあるべきかという議論をします。だから、そのあとに書いてある3つの項目というのはそことリンクしているのです。ですから、今、地方議会が非常に不活発だと言われたり、必要がないと言われたりしている状況の中で、本当に地方議会の果たす役割、二元代表制が叫ばれている中で言葉では言うのだけれども、本当の二元代表制とはどういうことなのかという原点、もちろん二元代表制とつながる機関競争主義、これは議会と行政が切磋琢磨してやはりいいまちをつくるためにそこで議論をしていく、政策議論がきちんと行われるということだと思うのです。それを保証するための議会基本条例、私も議会基本条例は必要が

ないものとずっとやってきた者の一人なのです。ただ、やはりそういう議論を通して今の地方議会のあり方だとか、どうあるべきか、そういうところから報酬や定数が出てくるわけですから。ですから、そういう原点、基本的な部分の議論をきちんと私は一度すべきではないかと。だけれど、それは機関競争主義で議論しましょうというふうに言っても現実的にはなかなか難しいです。自由討議と同じようになかなか大変なのです。だから、議会基本条例を制定するというのは、それを議会基本条例にあてはめた場合どうなるのかと。白老の議会であれば自治基本条例から議会基本条例を独立させるという意味は、今の中身で十分やれる部分はあるのだけれども、議会が自分たちのきちんとしたそういう基本条例を持って町民に相對するような議論が今私たちには必要ではないかと。だから、個々のことではなくて大きく考えてそういう議論が今の地方議会に必要ではないかというようなことで提起をしているということでもあります。ですから、議会基本条例を制定しなければだめだとか、ほかのところがつくっているからつくりなさいということではなくて、1つの議論の中身として、これは自治基本条例で項目7条あるのだけれども、それをもっと広げるといことの中で議会で検討すべきではないかというのが私たちの主張です。

ただ、そうなるとほかの会派から出ているように1年間ではなかなか難しいかと。ですから、聞きたかったのは1年間と切ったところのご意見が何を理由に1年前にと、定数とか報酬だけだったら1年前というのはよくわかるのだけれども、全体として1年前という意味、1年前ではなくても大丈夫な部分というのはたくさんあると思うのだけれども、きちんと議会が考えるのであれば半年前でも構わないわけです。ただ、定数、報酬は1年前に決めなければ、前の苦い経験もございますから、そういうことと言えばそうなるのだけれども、そこら辺の意味がよく理解できないと思っていました。

○委員長（吉田和子君） いぶきさん、どうでしょう。

小西委員。

○委員（小西秀延君） いぶきです。議会改革の方向性という大きなところということで、住民の代表たる議員のなり手不足対策ということで1点上げさせていただきました。各項目についてはそれぞれ上げさせていただいておりますが、今回の任期が終わりますと実質的にまだ白老町は表面化されておきませんが、次回の選挙くらいからは本当に議員のなり手不足というのが深刻になってくる可能性があるというふうに私たち会派では考えております。ここをやはりどういうふうな対策を打っておくかというのが非常に重要であるということで上げさせていただきました。

一つ一つ若干ですけれども補足をさせていただきますと、④の議員のなり手不足、今申し上げたとおり報酬の基準の確立、ルール化ということで浦幌町とかもきちんと自分たちの報酬のあり方をルール化されている。ほかの議会もそうされているところもちらほら出てまいりました。私たちもどういうふうな基準できちんと報酬が支払われているのかいうものを確立すべきであろうと。それを平成30年度中と書かせていただきましたが、やはり改選時期にこれをや

ってしまいますと、いろんなどころからいろんな意見が浮上りまして時期的にちょっとそぐわないのではないかとこのように考えています。それで、平成30年度中にこれはきちんと形を出すべきだなということで上げさせていただきました。

合わせて議員の身分、社会保障の充実と議員が活動しやすい環境づくりということです。なり手不足ということを考えますと、束縛されるなどということが一般町民の中に多く感じられている方もいるのかもしれませんが、きちんとこういうことは公務で、こういうことは私的なものだというようなものをわかりやすくある程度環境づくりをしたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

代表質問ですが、ほかの会派も上げているところもございます。30年の3月会議から一問一答でやってみてはどうかというふうに上げさせていただきます。そのやり方として漠然と時間を決めないでということにはなりませんので、質問の時間を会派の人数で決定してはいかかというふうに提案をさせていただきます。

反問権はそちらに書いているとおり、わかりやすく質問をしてきちんと趣旨を伝えるように質問をするのは、これは議員の努力でございますので、現行どおり質問者の時間に入れて構わないのではないかとこのように思います。

自由討議ですが、自由討議を行っている議会、そういうところもやはり議運でもいいですし、これはできれば議会全体で視察に行くというふうな形で議員の認識を高めるという意味においてもそのような形を取ってみてはどうかと。本会議において賛成討論、反対討論の時間がありますが、これをもっと大いに活用すべきであると。反対という意見も出たりするのですが討論がないときもございますので、やはり町民に開かれた議会をうたっていく私たちとしてはどういふ点が反対なのかがわからなければ町民の方もどうしてそうなったのだろうということもわかりませんので大いに活用すべきかと思ひます。

答弁追跡についてですが、議員個々でこれは種々にやっていくべきかと、一般質問等を通してやっていくべきというふうにと思っております。一般質問の中で形がきちんとなった場合には個人個人の一般質問の中でもきちんとそのことを取り上げて発言をすべきだと思ひますし、それを議会広報に掲載するというのも1つの手かなというふうにと思っております。それは議会としての全体の実績にもなるわけですから、そのような方法はいかかというところではあります。

○委員長（吉田和子君） 公明党なのですけれども、議会改革の方向性として何はやっていくべきなのかということを中心に取り上げました。やはり町民と共に歩む。先ほどありましたけれども、議員活動がしやすい環境をつくりというのは町民に議会議員がどういった立場で、どういった行動をして、どういったことをしているのかということがまだまだ理解をされていないということになるのではないかとこのように思ひますので、やはり議会の見える化をきちんと議員としてやっていく努力をすることが必要なのではないかとこのように思ひます。それから議員が力をつけて、やはり議員としてそのことを示していくということが政策力であり、発信力であり、拡大力であり、現場力であるということ向上していくための議会のありようをきちんと

していくべきではないかというふうに考えております。それを明確にしながら町民が望むこと、町民からいろんな意見を聞いたことを政策、条例提案ができる議会づくりにしていくべきではないかということが基本になった、そういったための議会改革をしていくべきではないかというふうに考えております。

まず代表質問に関しては一問一答である代表質問と一般質問の区切りがつくのかという考えがあります。代表質問はあくまでも町長、教育長の執行方針に対して、会派としてその基本的な考え方を伺っていくということですので、一問一答までして細かく聞く必要があるかどうかということがちょっと疑問として残っております。そうであれば代表質問をなくして全部一般質問にしていくという形でもいいのではないかと考えております。

それから反問権は、これは先ほどもありましたけれども、反問権の時間は自分の質問に対する反問権でありますので、その時間内できちんと説明をしてまた次の質問につないでいくということで、反問権は一般質問の時間に繰り入れるべきだというふうに考えております。書いていないですけれども、考え方としてあるので言っておきます。

あと議員定数、報酬はこういうふう書いておりますので、議員のなり手不足の対応をどうするかということと財政が厳しい中で住民負担を伴う議員の報酬だけが認められる議員活動にしていかなければならないのではないかと考えております。議会は条例をつくるルールメーカーの役割があるということで委員会の強化を諮って政策提言をしていこうということです。

こういった考えで、それは全部一番最初に述べた方向性をきちんと示しておりますので、それに伴ってこういった形でやっていくべきではないかというふうに書いておりますので細かい説明はいたしません。

みらいさん、お願いいたします。

山田委員。

○委員（山田和子君） みらいです。ほばいぶきさんと一緒なので自分の内容の説明は省略させていただきます。みらいとしては優先順位が重要な順番ではなくて本当にやりやすい順番から優先順位として、会派報告の全部の資料見ていただくと、優先順位として1番反問権、2番自由討議、3番答弁追跡、4番代表質問、5番議員報酬という順番で書かせていただいたのですが、議論しやすい順番として優先順位を上げておまして、議会改革の方向性としてはやはり一番重要なのはみらいとしては議員報酬のあり方について、先ほどからお話が出ておりますように、選挙年度に絡んできますといろいろございますので、30年度中には結論を出したいということで述べさせていただきます。うちの会派としてはほかの会派から皆さんから出ているものをそれぞれ検討させていただいたのですけれども、ほとんどいぶきさんが説明していただいたのと同じなので省略いたします。

○委員長（吉田和子君） 最後にきずなさん、お願いいたします。

西田委員。

○委員（西田祐子君） きずなの西田でございます。議会改革の方向性として機関競争主義とか二代表制、こういうものを実現するために自治基本条例の第5章の尊重と実践を目標にしていきたいと思っております。

私どもで一番最初にさせていただいているのは反問権に関することなのですが、反問権に対する時間の確保と書いていますけれども、反問権とは一体何なのか。議会事務局として、局長としてこの辺の定義をきちんと今回の議論の中で明確にさせていただきたいと思うのです。というのは、質問の内容が不明確なのでその質問はどういう質問なのかというのが本来の反問権だと思うのですが、政策の反論とは違うと私たちは考えておりますけれども、その辺をぜひ明確にさせていただきたいと思います。そこのところの定義をきちんと示していただければと思っております。

次に一問一答のところなのですが、代表質問ということなのですが、今まで代表質問だけが3回の質問ということで、これだけ一般質問、一問一答方式が導入されて長く、また皆さん議員としても慣れてきているので一問一答方式のほうがいいのではないかとということで、ぜひこれはやっていただきたいと思っています。

次、議会モニター制度なのですが、これは1番、2番に書いていますけれども、ただ、このモニター制度を活用するにあたっての経費というものがもし生じてくるとしたら、これをどのようにするのかということも問題になってくるかと思えます。その辺も含めて議論していただければありがたいと思います。

14番目の一般質問回数の公表というのは、出席議員の議案と議員の動向についていろいろ書かれておりますけれどもやはり1年間でどれだけ一般質問をしているか、していないか、その回数もきちんと公表するということがやはり開かれた議会、わかりやすい議会、議員活動をこうやっているということがわかるのかということでやってほしいと思っています。

15番目の通年議会のあり方の再検討というのは、通年議会というのも導入して長いのですが、私たちの会派はこの通年議会の否定するものではありませんけれども、通年議会の本当に必要なこと、またこれからやっていかなければならないこと、また不必要なもの、そういうようなものを一度検討していただければと思います。

最後に検討方法ということで、共産党の大淵委員のほうからも質問がございましたけれども、なぜ3年間なのかということなのですが、今まで議会改革というのはずっと何年にもわたって第何次、第何次という形でやってきたのですが、そうではなくて4年間で一区切り、一区切り結論を出してやっていくべきではないかと。もし4年でできないものであれば次回るときに繰り越しという形になると思うのですが、その中で4年を一つの区切りとして方向性を示せるようにするためには議論をするのは3年だろうと、行政側との調整とかもあります、そういうものを含めると大体それは半年かかかるだろうと。そうなってくると、実質的な議論の時間は3年だろうと。そういう期間を1つの目安として考えていただいたほうが、4年のうちにきちんとした議会改革というものを形の上で表していけるのではないかとこの

とで、約3年間という期間を設けてやっていきたいなというふうに思っています。

○委員長（吉田和子君） きょうはそれぞれの考え方の論点を言っただき、メモをさせていただきますので、これを踏まえて委員長、副委員長と事務局と調整をしながら表にしてどういう形にしていくかというのをお示ししまして、また皆さんのご意見を伺ってそれでいいかどうかということ聞きながら検討を進めてまいりたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。何かまだここでご意見があれば。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 関連して通年議会の関係だったのですが、白老の場合は自治法の102条の第2項というほうでやっているのですが、法が改正して102条の2というのがあります。1月会議を開催しなければならない状況なのですが、来年の1月会議の日程を決めなければならないのです。たまたま来年は6、7が土日、8日成人の日を挟んで3連休になっているので、その日程をまずこの後でいいのですけれども決めていかなければならない。それは自治法の第2項でやっているからということなのです。そういうことで、自治法のどちらを適用させるのかという問題と当面は1月いつ会議を開くのかというのを次の課題としてありますので説明をしておきます。要するに平成16年の法改正で回数撤廃になりました。その中でうちは1回ということで通年議会をやっているというのが自治法102条の第2項ということです。そのあと平成24年にまた自治法が改正になって通年会期というのが102条の2という条文ができて、通常言われているのは102条の2というのができたので、そちらの法に従って通年議会をしていきなさいというのが国の本来の考え方なのです。うちはもう10年間にわたって回数撤廃のほうで1回ということでやっているというのがあるので、その検討も必要になってくるという部分でございます。

○委員長（吉田和子君） このことを含めて通年議会は法の改正もありましたので、それを捉えて1月に開会を決めなければならないのか、それとも通年議会としてではなくてずっと議会ということでやっていくのか、これを含めて議会改革の中で決定をしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。ほかに皆さんのほうから何かありますでしょうか。なければ、議会改革はそのように進め方を決めてやっていきたいというふうに思いますので、日程も含めてこれは打ち合わせをしてからそれができ上がった時点でいつということで、12月会議も入ってきますので11月中には少しでもできるような形にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは、その他について局長のほうからありますか。皆さんのほうから、そのほか何かありますでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 議会報告会のあり方について、急いで皆さんですぐ検討してくださいということではないのですけれどもちょっと考えていただければなと思います。私を除く13名で構成されている広報広聴常任委員会が主催の議会懇談会。報告会は中止というかさまざまな事情でなくなりましていまは懇談会なのですが、今回懇談会でいろいろな方が当然来

られますし、皆さん権利がありますから来られるのですけれども、テーマを決めてやられたのにも関わらずそのほかというような項目を設けているから好きなことを言えるのでしょけれども、今回最後の日のときにたまたま出席したところ、白老町政を正す会の方が来られていて、個人的な発言、しかも個人を冒瀆するような発言をしそうだったので、これを読むと現職教員の詐欺について述べたいのだという話だったのでしょけれども、ルールが決められているわけでしたので、司会進行である及川議員のほうからそういうことに関しては意見としては差し控えていただきたいということで制止をしたのですけれども、しゃべりだして今度は町内会長さんとかなりもめたのです。町内会長さんが大きな声を出したらおまえはやくざかみたいなことで、町内会長さんも帰ろうとしたのですけれどもそこはなだめて、私の判断で預かりにして、今局長が来ているから局長に言いたいことを文書で持って来ているのだったらそれを預けてくれというふうな形でそこは収めたのですけれども、その後、その方がいろいろなことを書いているのですけれども、栄町の町内会に1軒1軒そういったビラみたいなものを配っているのです。山本議長殿となっていますけれども、これは議会事務局にもってきたものをそのまま町内会に配っていると。今朝、新聞取りに起きたら私のところにも同じやつが2枚入っていたのです、ご丁寧に。何が問題かという、この方は選挙の期間中ではないですけれども、前回選挙の期間中には及川議員のことを名指しで選挙妨害のようなビラも配っていたのです、前回の選挙の最中。こういう方も来られるような議会懇談会でもありますし、議会懇談会そのものの見直しといえますか、やり方をいろいろ皆さんの中で今後検討していただきたいというふうに思います。やはり、町内会ではみ出されているような、私の言葉悪いかもかもしれません。マイク取られているのはわかっていますけれども言わせていただきますが、そういうような方が来られて好きなことを言う。ある意味ガス抜きかもしれませんが、それもありの懇談会かもしれませんが、各地区で細かくやるのが果たしていいのか、ゼロの会場もありました。そんな状況の中で例えば栗山町や登別市でやっているような大きな会場で年に1回だけやると、それも1つですし、あるいは今現在、これは常任委員会そのものが存在しているわけですから、いまどうのこうのという話ではありませんけれども、広報広聴常任委員会というもの、組織そのものが果たしてどうなのか。22人、20人、16人いたときのいま数ではございません。私を抜かしたら13名でやっている中で常任委員会として3つも存在している状況であります。これも含めて昔のような広報は特別委員会にするというのも1つでしょうし、そういうようなことで今回もやはり議会懇談会のあり方、これは非常にいろいろ問題だというふうに私自身感じましたので、各会派の皆さまこれは急いでということではありませんけれども、議会懇談会のあり方、広報広聴常任委員会のあり方含めて検討していただければというふうに思います。これは私からのお願いであります。

○委員長（吉田和子君） 今、議長から提案がありましたけれども、これからそれぞれの委員会、2つの委員会の分科会で集約をしたり反省会をしたり、いろいろ意見の集約をしてどう訴えていくとか、どう町民に諮るとかということをしていきますので、これは広報広聴常任委

員会が中心になって進めていくことにはなるのではないかと思いますけれども、そういった反省会の中でどうだったのかということも含めて、議長の意見も含めて検討していただければと思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今、議長の発言で2つありました。広報広聴常任委員会を今の3常任委員会の中から外すというご意見とあり方がどうなのかという意見と、もう1つは議会懇談会のもう1回議論してほしいと、この2つでよろしいですか。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 今、広報広聴常任委員会は存在しておりますので、この2年間は当然残りますので、これは大きなテーマとして皆さんの中で1回考えてみていただければいかがかということがございます。それよりもむしろ、議会懇談会のあり方について常任委員会のほうで皆さんの中で検討していただきたいと思います。合わせて申し上げますと、これも言論の自由なので我々議員も言論の自由があるし、町民も言論の自由がありますので、これについてどうのこうのということではないですけれども、今回の白老の郷土文芸の中にこの中には議会懇談会が回想録で載っているのです。町議会という欄に議会懇談会に出た人の回想録で載っていますから、どういった内容なのか後でござらんになっていただければいいと思うのですけれども、報酬を削減ではなくて、ほかの本州ぐらいの基準に上げるべきではないかというような意見が出たことについての批判的な意見。それともう1つが、町民のためではなく町長を守ることを本分としているようなしゃべり方をする町議がいると。結局町民の責任と言われればそれまでである。これは回想録ですから、これに対してどうのこうのということではないのですけれども、こういったことも町民の中に感じられている方々もいらっしゃるのでも、各議員の皆さまにおかれましてはそれぞれが反省するのも一つでしょう。今後の議会活動の中で反省をするのも一つでしょうし、もう一つは議会報告会となっていますけれども、要は懇談会、報告会で出たことをこの郷土文芸の中で取り入れられています。これ、下手するとある種の政治誘導につながることも限らないということ。決してそうだと私は断言しませんが、ですからやはり、もちろん町民も言論の自由があるし我々もありますので、懇談会や報告会は中止になっていますけれども、あり方について検討をしていただければというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、議長が常任委員会の取り扱いというか、これは別として、議会懇談会のあり方について考え方を示しましたけれども、これについては議長の考えとすれば個々で皆さん相談してくれということであって、進み方が別だと思う。今議長がお話されたような具体的な部分的な内容については小委員会でも議論されているのです。広報広聴で懇談会を開く。それは担当の委員会で議長が提案されたものはある程度取り上げてもらって議論するという方向に行くのか、今前段で議会改革の課題の方法にあったので、議長としてこれをここに上げてもらって議論するのかということ整理していかないと結果的に前に進まないと思う

のです。これは、小委員会でもかなりその都度議論になっているのです。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） 私、この場であえて申し上げたのは各会派の代表が集まっている議会運営委員会でしたのでこの場を借りて発言をさせていただきましたけれども、協議の場のあり方については全然こだわっていません。議会運営委員会でも構いませんし、今ある広報広聴常任委員会全体でも小委員会でも構いません。それはどちらでもいいと思っていますし、むしろ常任委員会のほうで討議されるというのがベターではないでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、話をされた分は吉田委員長のほうで、全体で皆さんが聞いた中でもう1回整理して進めた中でどう扱うかだけ協議してもらって、これはやはり担当の常任委員会がやったというのであればそれでいいし、改革の中で必要だと言えば入れることになるのかどうか、それをちょっと整理してほしいと思うのですがいかがですか。

○委員長（吉田和子君） 議会改革で常任委員会をつくったものですから、今後の議会改革の中でもかかわってくることだというふうに思いますので、この辺は事務局とも打ち合わせをしながら、そういうことであれば委員会としてもう1回持ってきちんと議論をしてもらうという形にもなると思いますので、その辺はお任せいただければこちらのほうで検討を課題に入れたいと思いますのでよろしくお願いたします。ほかにありますでしょうか。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 3点目で決定しました陳情書の関係なのですが、陳情書の委員会付託については本会議で行うことになっています。次期の本会議で付託審査するという、それ以降の審査となると冬になってしまいますのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） それこそ通年議会をやっているのですから、今台風22号も新しく発生しそうですから、例えば全員協議会だとか全員集まるようなときに、そのために開くのも1つではないのかなと。早くしてあげたほうがよろしいかと思えます。竹浦の方々は心配されていると思えますから。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 当然、通年議会をやっているわけですから、一番直近で集まるのは6日、その日に定例会をやって、町民の陳情ですから、もう2年くらい陳情は出ていないと思うのです。ですから、これは大切にしたいほうがいいと思いますので、議会の姿勢というのはそういうところから現れますから、可能であれば定例会11月会議を開いて、そこで付託をしていただければ、これは議案としてきちんとありますので、そういうふうにしていただければそれは一番いいのではないかと、私も竹浦で関係なくてもそう思います。

○委員長（吉田和子君） 委員会付託ということは皆さんから了解を得ましたので、それを本会議で決定するということですので、本会議は議長の采配で開くこともできますので、6日に

議長として出していただけたらそれは決定することになると思いますので、事務局と相談をして案内を出していただければと思います。そういったことで、あとは議長にお任せをいたしますので事務局と連携をとって案内をしていただくということになります。ほかにありませんか。

次の議会運営委員会の予定は議運をやらなければならないかどうか調べてみなければわかりませんので、もしやるということになれば9時半に集まっていただいて了解をして議会に諮るということになりますので、一応予定に入れておいてください。よろしく願いをいたします。

増田主査。

○事務局（増田宏仁君） 皆さんの了解を得ていれば同じことになりますので、当日改めて開かなくてもいいのかなと思いますが。

○委員長（吉田和子君） 今、お話がありましたように議会運営委員会でこれは決定をして了解をするということになります。改めて開かなくても11月6日に陳情に対しての本会議を開くということで決定をしたいと思いますのでよろしいでしょうか。では、そういうことで了解をしていただきたいと思います。それでは、6日は10時からということで全員協議会が始まりますので、先に議会になるか全員協議会になるかわかりませんが、よろしく願いをしたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。大変ご苦労さまでした。

（午前11時13分）